

社会福祉法人育成会 行動計画

【次世代育成支援対策推進法】

全ての職員がその能力を発揮できるよう雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：毎年1月1日から12月31日までの間に、年次有給休暇の取得率を1人あたり40%以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 職員の年次有給休暇を促進するため、年1回10月末時点の実態調査を実施し、職員会議等で公表し啓発を図る。
12月末時点で集計し、職員会議等で公表し翌年に向けて啓発を図る。

目標2：ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和7年4月～ 事業所ごとに毎月土曜日の1日をノー残業デーとし、掲示物や職員会議等で周知し、啓発を図る。実態調査を毎月行う。

目標3：計画期間内に、両立支援や多様な働き方、労使等について、職員が生き生きと働けるような職場環境の整備や雇用管理の改善を目的として、管理職向けに研修（勉強会）を実施する。

<対策>

- 令和7年4月～ 実施内容や対象者、実施時期等を検討する。
研修計画に反映し、行動計画期間内に実施していく。

行動計画 策定日 令和7年3月11日

掲示日及び公開日 令和7年3月13日